

公益社団法人日本語教育学会  
研究倫理規程

制 定 2015年3月7日  
2015年度第4回理事会  
一部改定 2022年5月8日  
2022年度第1回理事会

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本学会」という。）の倫理規程の理念に則り、本学会の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、本学会の研究活動に関わる会員が遵守すべき事項を定めるものとする。なお、本規程における研究活動とは、研究の実施と公開の場におけるあらゆる活動とする。

(諸規程との関係)

第2条 本規程は、会員の研究倫理を定めるものであり、研究論文投稿や学会発表等に関する要領等は別に定めるものとする。

第2章 学会の責務

(啓蒙・啓発)

第3条 本学会は、必要に応じて研究倫理に関する啓発および研究倫理教育を実施し、会員が本規程を遵守し誠実に行動するよう周知する。

(不正行為への措置)

第4条 本学会は、不適切な行為が懸念される場合、または認められた場合は、調査委員会を組織し、速やかに原因の究明と適切な措置をし、その説明責任を果たす。

(不服申し立てと申し立て者の保護)

第5条 調査委員会により、本規程に違反したと認定された会員は、あらかじめ定めた期間内に不服を申し立てることができる。本学会は、申し立てを理由に申し立て者に不利益が生じないような配慮を行う。

### 第3章 本学会の研究活動に関わる会員の責務

(基本的人権の尊重)

第6条 会員は、研究に関わる者の基本的人権を尊重する。

(プライバシー保護)

第7条 会員は、研究活動において知り得た関係者のプライバシーの保護に留意する。

(研究データの扱い)

第8条 会員は、研究データの提供を受ける場合には、データの提供元となる機関等または調査協力者から同意を得る。また、そのデータの取り扱いに注意する。

(研究データの管理)

第9条 会員は、データの再確認や再検証、開示要求に対応できるよう、適切な方法で、収集したデータを管理する。

(不正行為の禁止)

第10条 会員は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。

(研究者および著者情報)

第11条 会員は、研究の公開にあたり、共同研究者や共著者の名を連ねる際は、必ず同意を得る。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、2022年5月9日から施行する。